

# 本システムの利用開始・運用に必要な準備事項

---

# 自治体向け手引きのご紹介

本システムの準備の流れや詳細の対応事項等は、自治体向け手引きでご紹介しています。  
厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

## 本システムの地方公共団体向け手引きの構成・イメージ

### 目次

1. オンラインによる指定申請について .....	3
1.1 オンラインによる指定申請の目的・背景 .....	3
1.2 本手引きの目的 .....	4
2. オンライン申請による指定申請の準備の流れ .....	5
2.1 オンライン申請による指定申請の準備の流れ .....	5
2.2 本手引きの構成 .....	7
2.3 本手引き以外の参考資料 .....	7
3. 対応事項・課題の詳細について .....	8
3.1 (必要に応じた)電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し .....	8
3.2 (必要に応じた)標準様式例への改定 .....	11
3.3 (必要に応じた)必要添付書類の見直し .....	19
3.4 (必要に応じた)手数料徴収方法の見直し .....	28
3.5 自治体内の業務運用手順等の見直し .....	30
3.6 都道府県・市町村の委任関係の整理 .....	37
3.7 介護サービス施設・事業所への周知 .....	39
3.8 画面表示事項の整理 .....	45
4. 付属資料 .....	49

## 2. オンライン申請による指定申請の準備の流れ

### 2.1 オンライン申請による指定申請の準備の流れ

- 本システムを通じたオンライン申請による指定申請の受付に先立ち、自治体側では状況に応じて、以下のような運用見直しのための調整や、電子申請利用のための初期設定等が必要となります。
  - (必要に応じた)電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し
  - (必要に応じた)標準様式例への改定
  - (必要に応じた)必要添付書類の見直し
  - (必要に応じた)手数料徴収方法の見直し
  - 自治体内の業務運用手順等の見直し
  - 都道府県・市町村の委任関係の整理
  - 介護サービス施設・事業所への周知
  - 画面表示事項の整理
- 本手引きでは上記の準備の流れに沿って、オンラインによる指定申請機能の利用のために必要な準備内容や方法に関する情報をまとめてご紹介しています。
- これらの準備事項は各自治体の状況によって必要有無が異なります。そのため、自治体の状況に応じて必要な準備事項を確認でき、また詳細な準備の流れの進捗管理ができる、チェックリストおよび WBS を付属資料としてご提供しておりますので、適宜ご活用ください。(P49の「チェックリスト・WBS」をご参照ください。)
- 今後、事例として「広域連合・一部事務組合を形成している場合のオンラインによる指定申請の意思決定の流れ」を追加する予定です。

出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 必要な準備事項の全体像

本システムの導入する際、以下の点について自治体内で対応事項や課題を整理し、事前に対応する必要があります\*1。詳細は以降のスライドでご紹介します。

GビズIDの取得	本システムをご利用されるためには、GビズIDアカウントの取得が必須です*2。また取得には書類審査が必要であり、2週間程度要するため、早めに取得申請してください。
ネットワーク環境の確認①	ネットワーク環境の確認のうち、LGWANの疎通確認は早期に実施してください。またヘルプデスクから送付される、各自治体の画面カスタマイズのためのマスタ情報を登録してください。
厚生労働省が定める様式の使用	厚生労働省が定める様式に基づいて、各自治体の指定申請等の様式を見直す必要があります。(自治体独自の様式を使用している場合などに見直しが必要です。)
電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し	介護保険関連条例・規則(施行規則を含む)を、電子申請を認める記載への変更が必要です。(介護保険関連条例・規則にて指定申請等の届出方法を「書面」と規定している場合などに見直しが必要です。)
必要添付書類の見直し	サービス種類別、指定申請・届出の種類別などの観点で、様式とともに提出を求めている必要添付書類を整理してください。(国が求めている添付書類以外の書類も提出を求めている場合などに見直しが必要です。)
手数料徴収方法の見直し	手数料の徴収方法や時期を主な観点として、本システムにおける指定申請・届出の際の手数料の徴収方法を見直してください。(手数料の徴収を申請受付後に納付書等で行っている場合などに見直しが必要です。)
自治体内の業務運用手順等の見直し	本システム利用開始後の指定申請・届出の受付フローを見直してください。(他法の申請も対象にしており、本システムの利用が複数部署に跨っている場合などに見直しが必要です。)
ネットワーク環境の確認②	本番運用開始前に、本システムを使用予定の端末でアクセスの可否やマスタの不備などを確認し、テスト利用してください。
介護事業所・施設への周知	本システムの利用開始や、利用開始に当たり見直した内容を管内介護事業所・施設へ周知してください。また運用開始のアナウンスと対象とする申請・届出の範囲を必ず周知してください。

\*1:上記の流れは一例であり、各自治体の検討状況や必要な対応事項に合わせて、適宜ご調整ください。

\*2:詳細の申請方法は「GビズID・登記情報提供サービスについて(補足説明)」(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>)をご覧ください。

## 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」による指摘を受け、介護保険法施行規則等を改正し、当該手続きは原則として本システムを使用する旨等が規定されました。

経過措置期限である令和8年3月31日までに全ての地方公共団体において本システムの利用開始することが法令上求められています

### 介護保険法施行規則の改正内容

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)第百六十五条の七

次に掲げる申請、申出又は届出(以下この条に(新設)において「申請等」という。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、**当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの**(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出しなければならない。

# 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

条例・規則の見直しを行う際は、介護保険法施行規則を根拠として、電子申請の受付に関する条例・規則等の見直しが可能か、ご検討ください。

## 介護保険法施行規則を根拠とした条例・規則等の見直しの例

### (目的)

第1条 この条例は、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

<中略>

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。

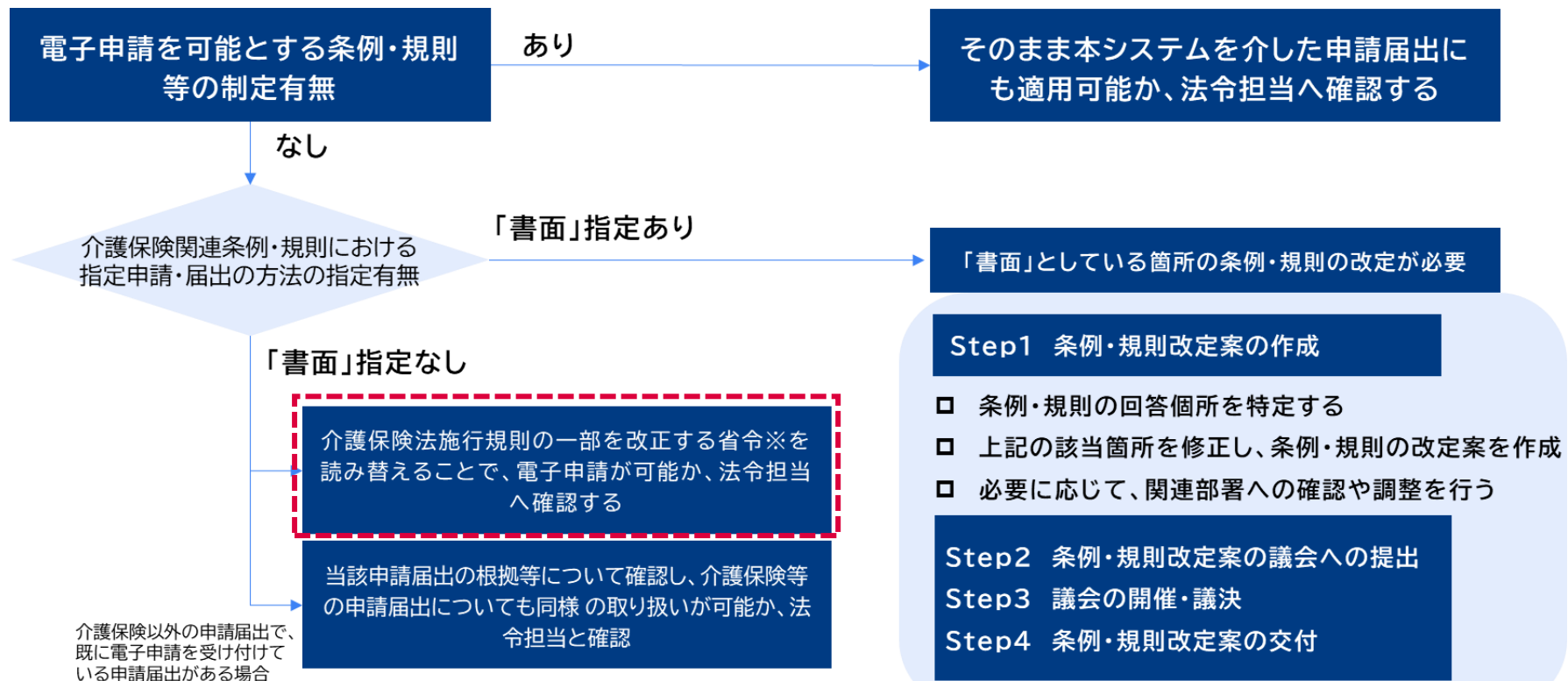
<中略>

第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものであって当該条例等を所管する市の機関等が定めるものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

## 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

見直しを行う際、まず自治体の条例や規則がオンラインによる申請・届出が可能となっているか、確認する必要があります。電子申請を可能とする条例・規則等が制定されていない場合、法令担当と確認しながら必要に応じて条例・規則等を見直す必要があります。

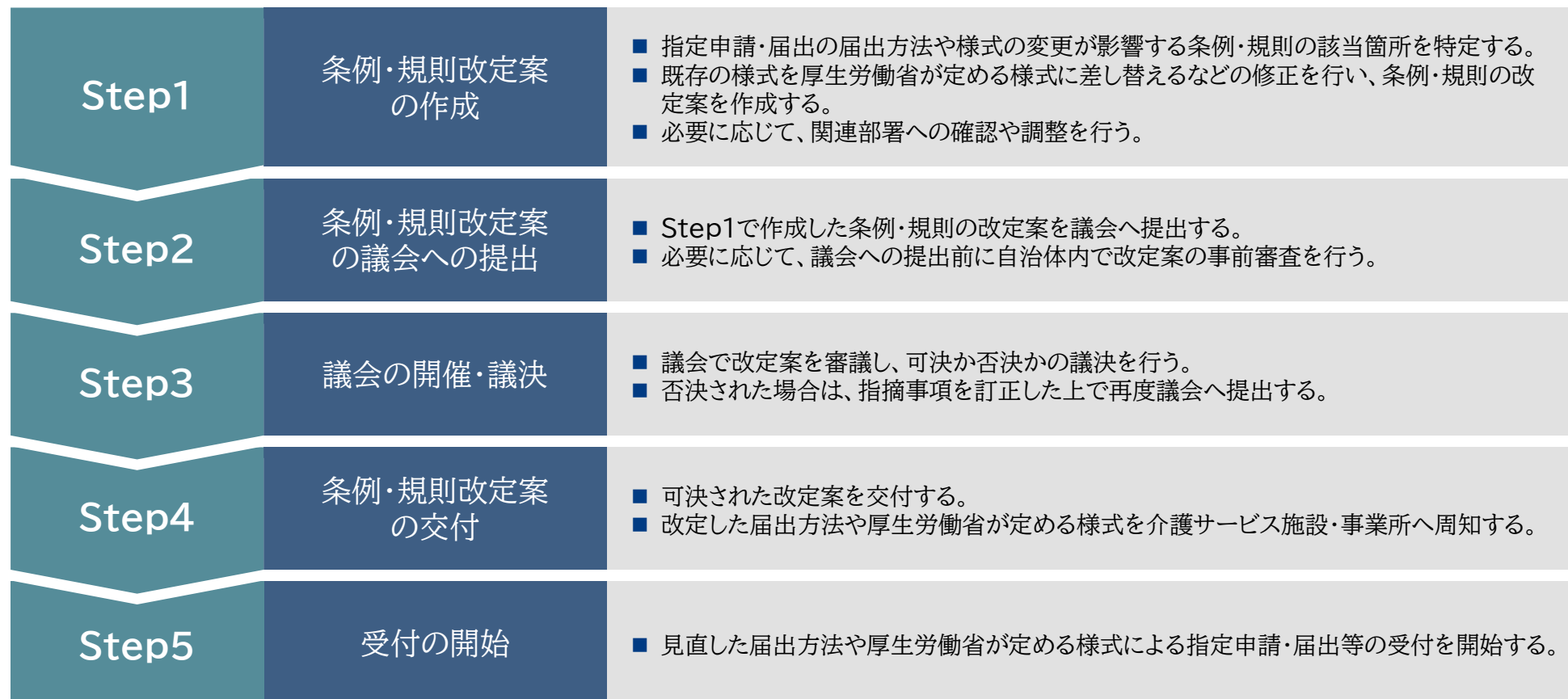


※介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布等について(通知)  
(老発 0331 第7号 令和5年3月31日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001087767.pdf>



## 電子申請を可能とする自治体の条例・規則等の見直し

一般的な条例・規則見直しの流れは以下です。条例・規則改定案を作成し、議会への提出・決議を経て、条例・規則改定案の交付を行ってください。また様式例を条例・規則等で定めている場合には、厚生労働省が定める様式を使用するための改正も併せて行うと効率的です。



出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 厚生労働省が定める様式の使用

介護保険法施行規則等の改正(令和6年4月1日施行)により、指定申請・届出については、厚生労働大臣が定める様式の使用が原則化されます。

### 第2 改正の内容

#### (1) 介護保険法施行規則の一部改正(改正省令関係)

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う指定の申請や変更の届出等は、厚生労働大臣が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの指定の申請や変更の届出等は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

ウ その他所要の改正を行ったこと。

#### (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正(改正告示関係)

ア 介護サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費算定に係る体制等についての届出は、厚生労働省老健局長が定める様式により行うものとしたこと。

イ アの届出は、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととしたこと。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とすること。

ウ その他所要の改正を行ったこと。



## 厚生労働省が定める様式の使用

本システムは、厚生労働省が定める様式に基づいて構築された全国統一のシステムであるため、厚生労働省が定める様式を使用することが本システムを利用開始する前提となります。

本システムの様式入力画面のイメージ

● 申請内容

申請者	サービス名	<input type="text"/>				
	名称	<input type="text"/>				
	主たる事業所の所在地	郵便番号	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>	
	連絡先	電話番号	<input type="text"/>	FAX番号	<input type="text"/>	E-MAIL <input type="text"/>
	代表者の職名	<input type="text"/>				
	代表者の氏名	<input type="text"/>				
	代表者の生年月日	入力例：1960/01/01 <input type="text"/>				
	代表者の住所	郵便番号	<input type="text"/>	住所	<input type="text"/>	

同一所在地において行う事業等の種類	指定(許可)申請対象事業等(該当事業に ✓を入力)	既に指定(許可)を受けている事業等(過去の登録情報を基に該当事業に✓あり)	指定(許可)申請をする事業等の開始予定年月日	様式
訪問介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入力例：2021/01/01 <input type="text"/>	付表1
訪問入浴介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表2
訪問看護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表3
訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表4
居宅療養管理指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表5
指定居宅サービス 通所介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表6
通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	付表7

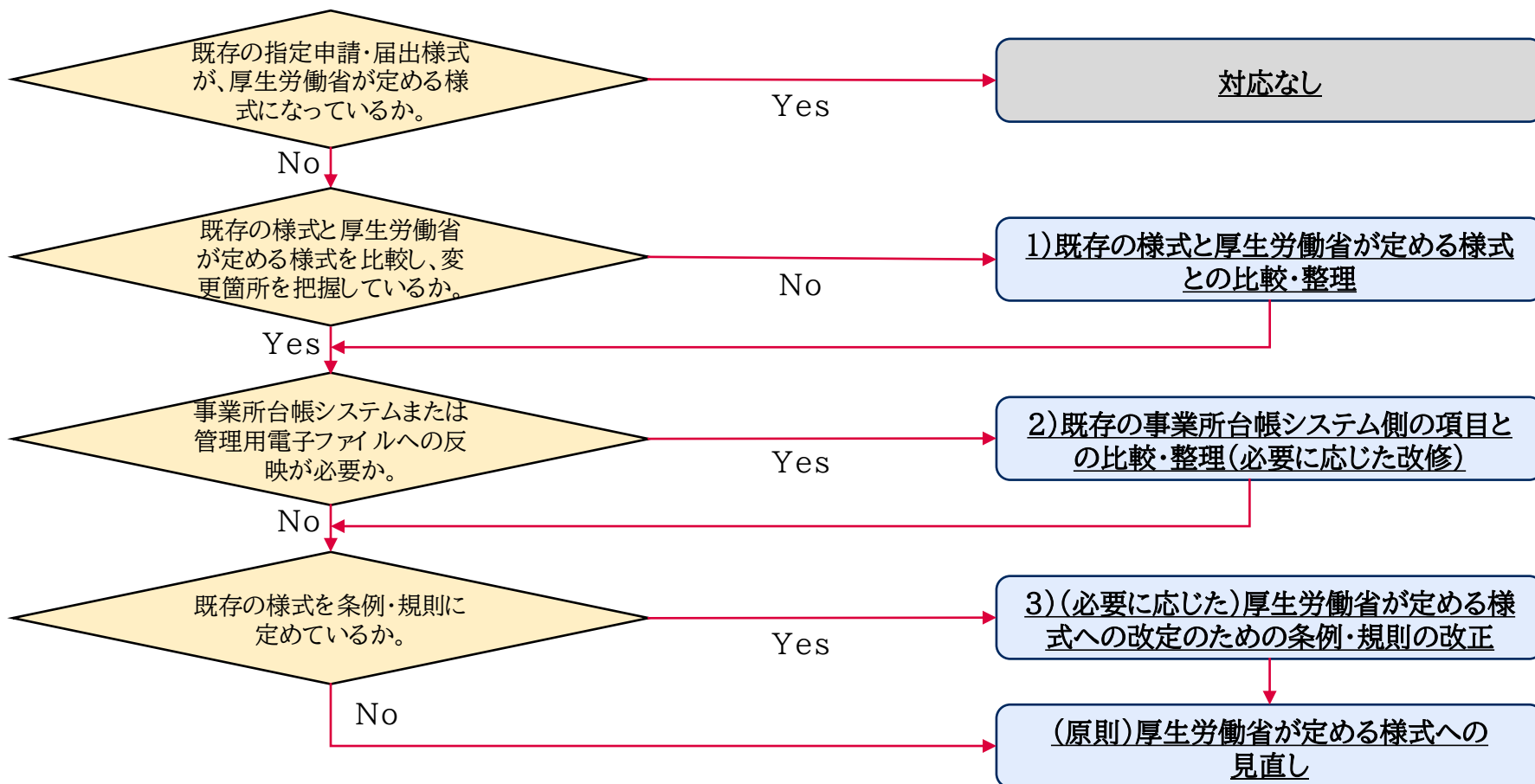
出所)厚生労働省「電子申請届出システム操作マニュアル(介護施設・事業所向け)」

([https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual\\_shinsei\\_1\\_0.pdf](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/pdf/manual_shinsei_1_0.pdf) 閲覧日:令和5年3月1日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 厚生労働省が定める様式の使用

自治体で独自の指定申請・届出様式を活用している場合、厚生労働省が定める様式への置き換えが必要となります。既存様式および事業所台帳システムの項目と比較した上で、厚生労働省が定める様式への見直しを行ってください。また様式を条例・規則で定めている場合、その改正も検討してください。



出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」より一部改変

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 厚生労働省が定める様式の使用

条例・規則等の見直しを行う際には、上記の厚生労働省が定める様式について明記されている介護保険法施行規則や告示を引用する、または様式の掲載を削除する形で見直しを行うと、今後、介護報酬改定等で厚生労働省が定める様式が改定された都度の改訂が不要になります。

### 様式例の見直しの際の文案

厚生労働省令第第四十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次の表のように改正する。

<指定訪問介護の指定申請の例>

(指定訪問介護事業者に係る指定の申請等)

第百十四条 (略)

2~4 (略)

5 第一項及び第二項に規定する申請書は、厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

→<自治体の条例・規則の引用の文案>

第〇〇項(自治体の条例・規則の該当する申請届出の項番)にて規定する様式は、厚生労働省令第〇号の第〇〇条〇項(厚生労働省令の該当する申請届出の項番)より厚生労働大臣が定める様式によるものとする。

出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 必要添付書類の見直し

続いて、必要添付書類の見直しを行ってください。本システムは介護分野の文書に係る負担軽減の取組の一環であり、本システムの利用開始と同時に必要な書類の見直し・削減を行うことが効果的です。サービス種類別、指定申請・届出の種類別などの観点で、様式とともに提出を求めている必要添付書類を整理してください。

サービス種類間で同じ趣旨で違う添付書類を求めているか、の観点での比較を行います。同じ趣旨で違う添付書類を求めている場合は、どちらかの添付書類に統一させます。

書類区分	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
指定申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者の登記簿謄本又は条例等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	○											
従業員の従事証明書	○											

介護保険法施行規則にて提出を求めている事項より、各自治体にて求めている添付書類が多くないか確認し、不要と思われる書類については見直しを行う必要があります。

## 必要添付書類の見直し

また必要添付書類の見直しと併せて、原本の提出方法も見直してください。  
多くのサービス種類で提出が求められている「申請者の登記事項証明書又は条例等」については、法務省の「登記情報提供サービス」を利用することが原則です。

登記情報提供サービス

推奨環境 お知らせ一覧 サイトマップ 文字サイズ変更 小 中 大

お問い合わせ

検索

ホーム サービス概要 申込方法 操作方法 登録内容の変更 よくあるご質問

インターネット上で不動産および法人登記情報をご覧いただける有料サービスです。  
→詳しくはこちらをクリック

電話がつかない場合は、ご意見・ご質問はWebフォームまたはFAXによりお問い合わせください。  
Webフォームは [こちらをクリック](#) FAXの方 [一太郎用](#) [Word用](#)

ログイン

- 登記情報の請求
- マイページへ
- 登録の変更
- 照会番号の発注
- 管理者メニュー

→ 初めの方へ

ご利用者別登録メニュー

令和4年10月1日から、利用時間が変更(拡大)されます! →

1 TIME 一時利用 申込方法 → 利用申込 →

個人利用 申込方法 → 利用申込 →

法人利用 申込方法 → 利用申込 →

公共機関利用 申込方法 → 利用申込 →

お知らせ 一覧

2022.06.16 登記情報提供サービスのホームページの偽サイトにご注意ください

NEW 2022.09.20 システムメンテナンスに伴う登記情報提供サービスの利用停止について

よくあるご質問 ?

ご確認ください 推奨環境

ページの先頭へ ↑

ホーム | 個人情報の取扱いについて | 登記情報の登録登記所について | 一般財団法人 民法法務協会の概要 | このサイトについて

関連サイト: 登記・供託オンライン申請システム「登記ねっと/供託ねっと」 | 法務省 | 法務局

Copyright © 2011 一般財団法人 民法法務協会 All Rights Reserved.



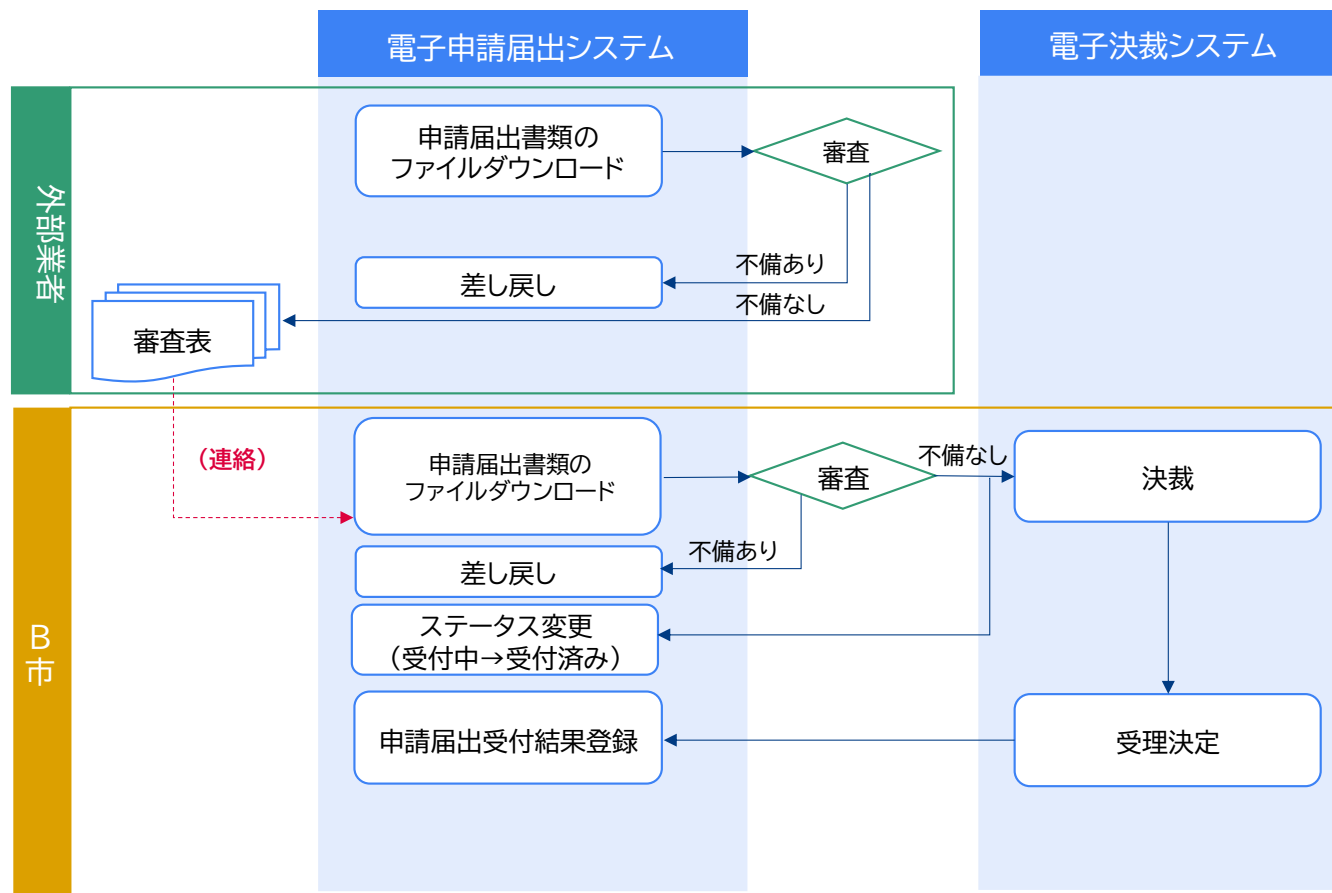
## 手数料徴収方法の見直し

手数料を徴収している地方公共団体様におかれましては、本システムにおける指定申請・届出の際の手数料の徴収方法について検討する必要があります。手数料の徴収方法や時期を主な観点として、見直してください。

主な見直しの観点	<ul style="list-style-type: none"><li>• 手数料の徴収方法</li><li>• 手数料の徴収時期</li></ul>
手数料の徴収方法の例	<ul style="list-style-type: none"><li>• 証紙: 証紙を貼付した申請書類を申請事業所・施設が添付書類として提出し、原本は郵送で提出</li><li>• 払込票: 払込票を事前に申請事業所・施設へ送付し、払込みいただいた後、領収証等を添付書類として提出</li><li>• 振込: 指定の口座へ申請事業所・施設が手数料を振込み、振込明細等を添付書類として提出</li><li>• クレジットカード・電子マネー: 地方公共団体が別途運用しているシステム等で決済を行う。</li></ul> <p>※現時点では本システムに決済機能はついておりません。</p>
手数料の徴収時期の例	<ul style="list-style-type: none"><li>• 申請の受付前に手数料を徴収</li><li>• 申請の受付終了後に手数料を徴収</li></ul> <p>※申請の受付終了後に手数料を徴収する場合、本システム以外の方法(郵送等)で領収書等を送付する必要があります。</p> <p>※申請受付前に手数料を徴収すると、領収書等を本システムの添付書類として提出することが可能であるため、事業所・施設の手間を削減することが可能です。</p>

## 自治体内の業務運用手順等の見直し

以上の本システム導入に必要な対応と並行して、本システム導入後の自治体内における業務運用手順を整理しておく必要があります。業務運用手順の見直しは、本システムを利用する全自治体にて共通で必要な準備事項です。



出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

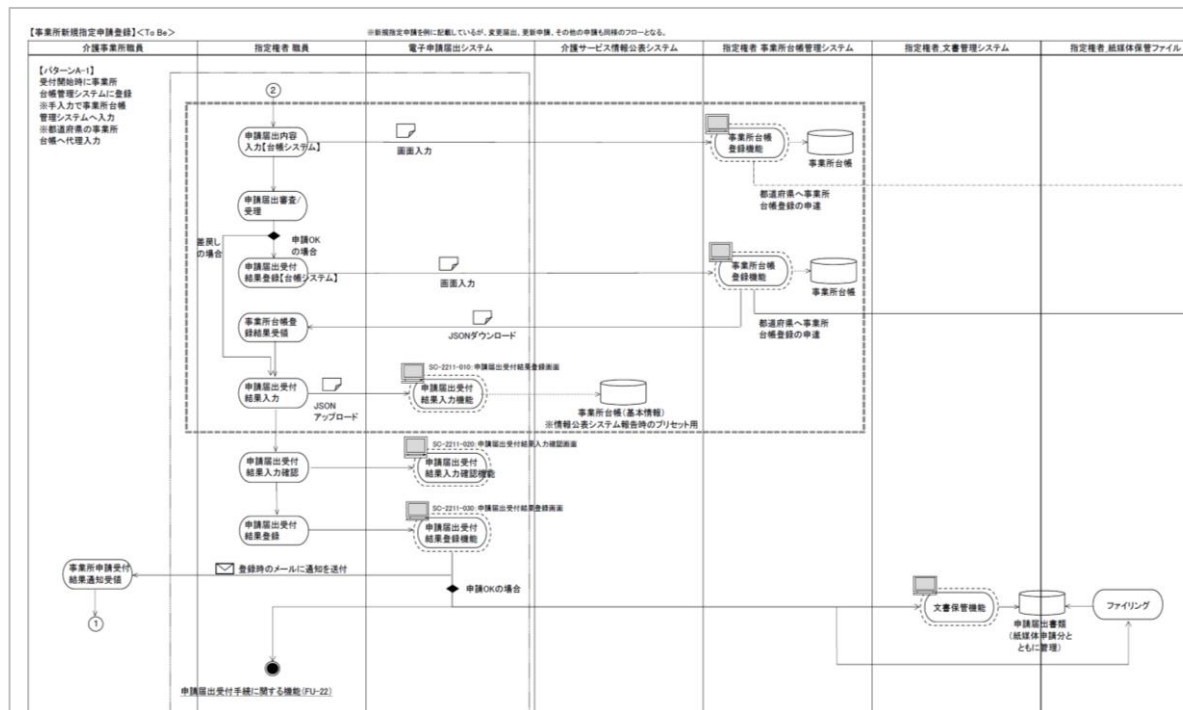
# 自治体内の業務運用手順等の見直し

業務フローは大きく以下①の通り分類することが可能です。当てはまる分類を基に、自治体向け手引きの付属資料「業務フロー図」(②)を確認し、業務フローの基本形を確認してください。

①業務フローの  
分類確認

	受付開始時に事業所台帳管理システム に登録【パターンA】		受付完了後に事業所台帳管理システムに 登録【パターンB】	
	手入力	JSON 入力	手入力	JSON 入力
代理入力あり	A-1	A-3	B-1	B-3
代理入力なし	A-2	A-4	B-2	B-4

②該当する業務フローの  
確認



出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」より一部改変

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日: 令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 業務フローを整理する際のご確認事項

まずは業務フローの基本形(前ページの分類)を確認するため、現状の業務について以下の観点でご確認ください。

		確認のポイント
現状の業務について	都道府県・市町村間の事業所台帳システムへの代理入力の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県あるいは市町村間で事業所台帳システムへの代理入力を行っているか、ご確認ください。代理入力による事業所台帳管理システムへの登録が行われている場合、都道府県は管内市町村と相談しながら、電子申請・届出システム(以下、本システム)の利用による代理入力の流れを整理する必要があります。</li></ul>
	事業所台帳システムへのデータ入力タイミング	<ul style="list-style-type: none"><li>申請・届出情報の事業所台帳管理システムへの登録タイミングをご確認ください。(申請・届出の受付開始時に登録している、あるいは受付完了後に登録している)</li></ul>
	事業所台帳システムへのデータ入力方法	<ul style="list-style-type: none"><li>事業所台帳システムへデータ登録する際、手入力で行っているか、JSONファイルの取り込みによる入力を行っているか、ご確認ください。</li></ul>
	決裁の方法(電子決裁システムの導入状況含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>課内で申請・届出受付結果の決裁を回す際、<b>電子決裁システム</b>を利用しているか、あるいは<b>紙媒体</b>で回しているか、<b>ご確認ください。</b></li><li>上記を併用している場合はその使い分けの基準をご教示ください。</li><li>電子決裁システムを導入されていない場合には、今後の導入予定についてもご確認ください。</li></ul>
	文書管理システムの導入状況	<ul style="list-style-type: none"><li>申請・届出の受付内容や結果を保管する際、<b>文書管理システム</b>を利用しているか、あるいは<b>紙媒体</b>で保管しているか、<b>ご確認ください。</b></li><li>上記を併用している場合はその使い分けの基準をご教示ください。</li><li>文書管理システムを導入されていない場合には、今後の導入予定についてもご確認ください。</li></ul>

## 業務フローを整理する際のご確認事項

続いて、業務フローの基本形を自治体ごとに修正するため、本システムで受け付ける申請の対象範囲や申請受理後の流れについて、ご確認ください。

		確認のポイント
本システムの利用内容について	電子申請を受け付ける申請種類	<ul style="list-style-type: none"><li>新規指定申請、変更届出(介護保険事業の変更届出、法人情報に係る一括変更届出)、更新申請など、本システムで申請・届出を受け付ける範囲について、ご確認ください。</li></ul>
	他法の申請に対する本システムの利用有無 (介護保険担当課以外のシステム利用部署)	<ul style="list-style-type: none"><li>本システムでは、老人福祉法上の指定申請や、障害者総合支援法の共生型サービスの指定申請等、介護保険以外の他法上での申請届出を受け付けることが可能です。これらの申請届出も本システム上で電子申請を受け付けるかについて、ご確認ください。</li><li>介護保険の指定事務と、他法の指定事務の担当が別部署に分かれている自治体の場合、他法の担当部署との調整が必要になることにご留意ください。</li></ul>
	本システムの利用想定人数	<ul style="list-style-type: none"><li>本システムを利用する担当者数をご確認ください。</li><li>サービス種類別など、各担当者の役割分担があればご教示ください。</li><li>他法の申請を本システムの対象とする場合は、他法の担当部署の担当者数もご確認ください。</li><li>PCの利用予定台数、それぞれのPCの利用環境(LGWAN環境有無)もご確認ください。</li><li>電子決裁システムや文書管理システムを使用している場合は、そのシステムの利用端末と同じ端末で本システムを利用可能か、ご確認ください。</li></ul>
	申請受理時の担当者への振り分け方法 (申請窓口担当者の設置有無)	<ul style="list-style-type: none"><li>本システムでの申請・届出の受領後、窓口担当者が申請内容を踏まえて各担当者へ申請を振り分けるのか、あるいはマスタ登録の際に登録いただいたメーリングリストより各担当者へ通知するのか、ご確認ください。</li></ul>



# 自治体内の業務運用手順等の見直し

その他に、電子申請を受け付ける申請種類の検討や、都道府県・市町村の委任関係の整理を行ってください。指定権限を移譲している場合予め現在の指定権限の状況を整理し、本システムの利用開始前に登録するマスタへ登録する必要があります。

	都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎<b>居宅介護サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ホームヘルプサービス）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○訪問看護</li> <li>○訪問リハビリテーション</li> <li>○居宅療養管理指導</li> <li>○特定施設入居者生活介護</li> <li>○福祉用具貸与</li> <li>○特定福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○短期入所療養介護</li> </ul> <p>◎<b>施設サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護老人福祉施設</li> <li>○介護老人保健施設</li> <li>○介護療養型医療施設</li> <li>○介護医療院</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>○夜間対応型訪問介護</li> <li>○地域密着型通所介護</li> <li>○認知症対応型通所介護</li> <li>○小規模多機能型居宅介護</li> <li>○認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> <li>○地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul> <p>◎<b>居宅介護支援</b></p>
予防給付を行うサービス	<p>◎<b>介護予防サービス</b></p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防訪問入浴介護</li> <li>○介護予防訪問看護</li> <li>○介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>○介護予防居宅療養管理指導</li> <li>○介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>○介護予防福祉用具貸与</li> <li>○特定介護予防福祉用具販売</li> </ul> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防通所リハビリテーション</li> </ul> <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）</li> <li>○介護予防短期入所療養介護</li> </ul>	<p>◎<b>地域密着型介護予防サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>○介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</li> </ul> <p>◎<b>介護予防支援</b></p>

この他、居宅介護（介護予防）住宅改修、介護予防・日常生活支援総合事業がある。

## ネットワーク環境の確認・設定

本システムを利用するために、LGWAN接続系の端末を用意する必要があります。  
また本システムを利用開始する前に、自治体ログイン用URLに接続し、ログイン可能であることを確認します。

### 準備・確認事項

#### 本システムを使用可能な端末環境

- 原則として三層分離されている領域の、**LGWAN接続系の端末**から接続する必要があります。本システムを利用する自治体や外部業者においてLGWAN接続系の端末がない場合には、LGWAN接続系の端末を準備いただくか、LGWAN接続に必要なネットワーク環境を整備いただく、またはインターネット接続系の端末から接続する等を検討する必要があります。
- 本システムは、以下OS・ブラウザの端末環境で使用可能となります。各自治体・外部業者で、当該環境に対応したOS・ブラウザの準備が必要となります。
  - OS: Windows8.1,10、MAC OS X 10.15
  - ブラウザー: Microsoft Edge、Safari、Google Chrome※各ブラウザが保証する最新バージョンを利用すること

#### 端末・ネットワーク環境確認完了のチェックリスト

- 本システムにアクセス予定の**すべての端末(LGWAN端末)の用意を終えている**。  
※委託先や、広域連合傘下の各自治体がアクセスする予定がある場合には、それら各関係者の端末含む。
- 本システムを利用する端末(LGWAN端末)で、**自治体ログイン用URLに接続し、エラー画面ではなく、正常にログイン画面が表示される**。  
※試行及び事業者側操作画面の事業者ログイン用の画にアクセスしたい場合、インターネット接続用の端末からの接続する必要があるためご注意ください。

## 【重要】必ずご対応いただきたいこと

---

- 電子申請届出システムのヘルプデスクのメールアドレス、及び、システムからの申請時などにお送りするメールのメールアドレスにつきましては、“@kaigokensaku.mhlw.go.jp”のガバメントドメインを使用しておりますが、メールはインターネット経由のメールとなります。
- このためLGWANではインターネット経由などの外部メールを許可していない自治体様は、本システムの利用にあたり、可能であればインターネットメールの登録をお願いします。
- また、上記理由のため、LGWANでのインターネットメールを許可している自治体様の場合でも、当方(“@kaigokensaku.mhlw.go.jp”)へメール送付時にはインターネット経由にてメールを送信いただく設定のご依頼を、2022年5月にLGWAN管理部署より自治体のシステム担当部署様宛に発出しておりますのでご対応お願いいたします。
- ヘルプデスクへのメール送信時にエラーとなった場合は、設定につきましてシステム担当者様にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

## インターネット接続系端末のみからの接続の場合の留意点

インターネット接続系端末のみから本システムをご利用される場合は、利用開始前に予め本システムヘルプデスクまでお問合せください。

### 電子申請・届出システムへの接続形態の基本的な考え方

- 業務内容に照らし、事業所側はインターネットによる接続、地方公共団体はLGWANによる接続を原則とする。
- 具体的には「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に沿って、インターネット接続系に業務端末を置く場合は、βモデル、β'モデルともに、原則として画面転送により仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続することとする。
- なお、β'モデルについては、以下の要件を満たす場合に限り、インターネット側からのアクセスを許容することとする。
  - 電子申請・届出システムについて、介護事業所台帳管理システム等の各地方公共団体で利用する業務システムと同等のセキュリティ対策を施すこと。
  - 具体的には、本システムへのアクセスについては係単位でのアクセス制御を推奨するが、少なくとも課室単位でのアクセス制御を必須とする。
- なお、仮想化されたリモートデスクトップ形式で接続する場合であって、インターネット接続系にある台帳管理システムとデータ連携する場合は、申請データは、中継サーバやファイアウォール等を設置し、通信ポート、IPアドレス、MACアドレス等で通信先を限定することでインターネット接続系に転送して取り込むことを想定する。

## 介護事業所画面の確認方法

地方公共団体より介護事業所画面(申請届出サブシステム)を確認する方法は、①デモ環境による確認、②GビズIDによる確認の2種類があります。

デモ環境は共通IDにより事業所側の操作の一連の流れが確認できますが、地方公共団体別のマスタ内容が登録された画面の確認のためにはGビズIDによるログインが必要です。

The screenshot shows the login page for the 'Demo Electronic Application System'. At the top left, it says 'デモ電子申請届出システム'. On the top right, there are links for 'お問い合わせ先', 'ヘルプ', and 'ご利用条件'. A red-bordered box contains the following text: 'このサイトは電子申請届出システムのデモ用の環境となります。' followed by a list of bullet points: 'デモ用のログインアカウントは共有のものであり、複数のユーザが利用可能です。個人情報を含んだ入力を行わないようご注意ください。', '登録した申請届出データは毎日24時に削除いたしますのでご注意ください。', '申請時及び、受付時にメール送付はございません。', 'デモ環境の仕様につきましてのお問い合わせは受け付けておりません。', and '操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアルをご参照ください。'. Below this, there are two more bullet points: '事業者様は「ログインアカウントについて」リンクをクリックすることで表示されるアカウントの中から任意のアカウントを選択してログインをお試しください。' and '自治体様はヘルプデスクより送付されたアカウントを使用してログインが可能です。'. A link 'ログインアカウントについて' is provided. Below the link, it says 'ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。'. There are two input fields: 'ID' and 'パスワード'. Below the input fields is a green 'ログイン' button. At the bottom, there is a copyright notice: 'Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare. All Right reserved.'



## 介護事業所・施設への周知

見直した内容は必要に応じて介護事業所・施設へ周知してください。  
主に周知が必要な事項とその内容は以下の通りです。

介護事業所・施設へ周知が必要な事項		周知する内容
本システムについて	申請書類の提出方法	申請書類の提出方法について、本システムを介した方法を選択できることを周知してください。 添付書類の提出方法を見直す場合は、変更後の提出方法も周知してください。
	本システムの利用方法	本システムの案内チラシ等も活用しながら、本システムへのアクセスや操作方法について周知してください。
	本システムを利用した電子申請・届出の開始時期	本システムを利用した電子申請届出の受付開始時期を周知してください。
提出資料について	様式例の変更	様式例を変更する場合、変更後の様式例を周知してください。
	必要添付書類の変更	必要添付書類の簡素化や見直しを行った場合、必要な書類の種類や様式を周知してください。
その他	手数料の支払い方法	手数料の徴収方法を変更する場合は、変更後の支払い方法も周知してください。

# 介護事業所・施設への周知

自治体向け手引きには本システムの案内チラシ(案)が掲載されています。介護事業所・施設へ本システムの運用開始をアナウンスする際にご活用ください。

## <自治体手引きのひな型>

### 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」が運用開始します！ 文書負担軽減のためのシステム導入・利用をご検討ください


厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度中に運用開始する予定です。

- **介護事業所および指定権者双方の負担軽減につながります**



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます



指定権者

- ✓ **申請届出の内容・結果**を事業所台帳管理システムにコピー＆ペーストする形で、**簡単に反映**できます
- ✓ また、事業所台帳管理システムへの入力内容の確認等の負担が軽減されます
- ✓ **管内介護事業所の文書負担軽減**につながります

➡ 早期での電子申請届出システムの導入をご検討ください  
※今後、厚生労働省令より本システムの使用が原則化されます。

- **本システムより受付可能な電子申請・届出の種類（予定）※1**

新規指定申請	変更届出	更新申請	その他申請届出※2	加算に関する届出	他法制度に基づく申請届出
様式・付表のWeb入力ができます！	添付書類も一緒に提出することができます！	(特定)処遇改善加算等の届出も可能です！	老人福祉法・障害者総合支援法等に基づく申請届出も可能です！		

## <兵庫県神戸市様の事例>

介護事業所の皆さま

### 介護事業所の指定申請や加算届出は「電子申請届出システム」でペーパーレス化！ ぜひご活用ください

介護サービスの指定や加算届出などの報酬請求に関する申請届出が、ペーパーレスでできるようになりました。厚生労働省が新しいシステムの運用を開始したことに伴うものです。

- **みなさまの負担を軽減！**
- **登記情報提供サービス（法務省）とキャッシュレス決済（神戸市）を併用すると、書類の郵送も持参も不要**

URLはこちら  
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ✓ 複数の申請届出をこのシステム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出に利用できます（申請届出の件数分だけ紙コピーを用意する必要がありません）
- ✓ 時間の効率化によりサービスの質の向上にもつながります

準備すること

URLはこちら（デジタル庁）  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ✓ システムの利用には、**GBizID（プライムメンバー）**が必要です
- ✓ GBizIDの取得は**2週間ほど**かかります

- **このシステムで受付できる申請・届出の種類※1**

新規指定申請	変更届出	更新申請	その他申請届出※2	加算に関する届出	他法制度に基づく申請届出
様式・付表のWeb入力ができます！	添付書類も一緒に提出することができます！				障害者総合支援法に基づく申請届出も可能です！

出所)厚生労働省「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き Ver.1 自治体(指定権者向け)」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html> 閲覧日:令和5年6月22日)

※最新情報は上記ホームページをご確認ください。

## 介護事業所・施設への周知

介護事業所・施設側でもデモ環境を予めお使いいただけます。また、本システムの操作画面のマニュアル動画も公開予定です。詳しくは、令和5年11月27日厚生労働省事務連絡「電子申請・届出システム」に係るデモ環境の活用について(周知)」をご参照ください。

### 事業所向け

## 電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを使い申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。  
なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

### 接続について

申請届出URL：【<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。

(デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。)

「[demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp)】

「[demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp)】

「[demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp](mailto:demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp)】

パスワード：「password」(上記ID全てと共通のパスワードです。)

チラシと合わせて、事業所への周知をお願いします。

### 確認事項

- ・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。(本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっております。)

### 注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能です。申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法について  
のお問い合わせは原則受け付けておりません。
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

自治体名を記入ください